

# 令和8年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等 入学希望者募集要項

令和7年8月29日  
京都府教育委員会

令和8年度京都府立特別支援学校幼稚部及び高等部等入学希望者（以下「志願者」という。）の募集を次のとおり定める。

なお、京都府立城陽支援学校高等部職業学科及び京都府立八幡支援学校高等部職業学科の募集については別に定める。

## 1 募集する学校の部科等及び募集定員

別表1（19ページ）のとおりとする。

## 2 通学区域等

別表2（20ページ）のとおりとする。

## 3 志願者の資格

(1) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する程度の障害のある者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくは成年後見人をいう。ただし、志願者が成年の場合にあっては本人。以下同じ。）の住所（生活の本拠とするところをいう。以下同じ。）が別表2にある通学区域内にある者

イ ア以外の者で、特別事情具申手続（71ページ）により、京都府教育委員会教育長の許可を受けた者

(3) 次のアからエまでの部科ごとに、それぞれの要件に該当する者

ア 幼稚部

令和2年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれた幼児で通学可能な者

イ 高等部（城陽支援学校を除く。）

志願者の資格は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア） 中学部若しくは中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）を令和8年3月に卒業予定の者又は令和7年3月以前に卒業した者

（イ） 高等部入学に関し、中学校及び特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上と認められる次のaからcのいずれかに該当する者

a 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

b 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

c その他特別支援学校長が中学校及び特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上と認定された者

ウ 高等部（城陽支援学校普通科）

志願者の資格は次の（ア）及び（イ）又は（ウ）に該当する者

（ア） 独立行政法人国立病院機構南京都病院に入院加療する者

（イ） 中学部若しくは中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）を令和8年3月に卒業予定の者又は令和7年3月以前に卒業した者

（ウ） 高等部入学に関し、中学校及び特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上と認められる次のaからcのいずれかに該当する者

a 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

b 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

c その他特別支援学校長が中学校及び特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上と認定された者

エ 高等部専攻科・高等部専攻科研究部

盲学校長が別に定める要件に該当する者

#### 4 出願の要領

(1) 提出書類

ア 幼稚部入学希望者

書類名	提出部数	作成者
入学願書（幼稚部）（様式1の1）	1通	保護者
京都府立特別支援学校幼稚部入学希望者調査書（様式1の2）	1通	保護者
返信用封筒（長形3号封筒） 選考結果を通知するため、保護者の住所及び氏名を記入し、110円切手を貼ること。	1枚	保護者
その他志願先の校長が別に定める書類	備考2	備考2
令和8年度幼稚部入学願書の提出について（様式4の1）	原本1部 写し3部	市町（組合）教育委員会 備考3

備考 1 特別事情具申手続（71ページ）により許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書（幼稚部）に添付すること。

2 その他志願先の校長が定める書類については、別に定める。

3 写し3部の内訳は、教育局用1部、特別支援教育課用1部、市町（組合）教育委員会用1部とする。

イ 高等部入学希望者

書類名	提出部数	作成者
入学願書（高等部）（様式2の1）	1通	志願者・保護者
入学願書（高等部）（様式2の2）	1通	中学校長、特別支援学校長、施設長、 市町（組合）教育委員会教育長
受検票（様式2の3） 受検票及び写真票の様式に所要事項を記入し、所定の大きさの写真を貼付すること。ただし、盲学校を志願する場合は、盲学校長が別に定める。	1通	志願者・保護者

京都府立特別支援学校高等部入学希望者調査書（様式2の4）	1通	保護者
返信用封筒（長形3号封筒） 選考結果を通知するため、志願者及び保護者の住所及び氏名を記入し、110円切手を貼ること。	1枚	志願者・保護者
報告書（様式2の5及び様式2の6） ※志願者の教育課程に応じて選択し、使用すること。	1通	中学校長及び特別支援学校長
報告書（様式2の7）府立盲学校及び聾学校用 ※志願者の教育課程に応じて選択し、使用すること。	1通	中学校長及び特別支援学校長
その他志願先の校長が別に定める書類	備考2・3	備考2・3
令和8年度高等部入学願書の提出について（様式4の2）	原本1部 写し3部	市町（組合）教育委員会 備考4

- 備考 1 特別事情具申手続（71ページ）により許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書（高等部）に添付すること。  
 2 高等部専攻科及び高等部専攻科研究部入学希望者は、京都府立盲学校長が別に定める書類（眼科診断書等）を提出すること（京都府立盲学校 TEL075-462-5083）  
 3 公立中学校及び中学部に在籍していない志願者は、療育手帳及び身体障害者手帳のコピー若しくは医師の診断書を提出すること。  
 4 写し3部の内訳は、教育局用1部、特別支援教育課用1部、市町（組合）教育委員会用1部とする。

#### (2) 書類の提出期限

- ア 幼稚部・高等部（盲学校及び聾学校）  
令和8年1月13日（火）
- イ 高等部（盲学校及び聾学校を除く。）  
令和8年1月9日（金）
- ウ 高等部専攻科及び高等部専攻科研究部  
盲学校長が別に定めるため、盲学校に直接問い合わせること。

#### (3) 提出先

- ア 保護者は、住所の存する市町（組合）教育委員会に提出すること。ただし、高等部入学希望者にあっては、在籍する、又は在籍していた中学校長を通じて提出するものとする。
- イ アに関わらず、次の（ア）から（ウ）までに該当する場合にあっては、保護者は現に在籍する学校長を通じて第1志望の志願先の特別支援学校に提出すること。  
 (ア) 特別支援学校（京都府立以外のものを含む。）中学部に在籍する者が高等部に入学を希望する場合  
 (イ) 高等部専攻科・高等部専攻科研究部に入学を希望する場合  
 (ウ) 通学区域外に住所がある者が入学を希望する場合  
 ウ 市町（組合）教育委員会から特別支援学校への提出については別途通知する。

#### (4) 特別支援学校長の処理（盲学校及び聾学校を除く。）

特別支援学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、受検票（様式2の3）に所要事項を記入し、契印の上、切り離して志願者が中学校に在籍している場合は中

学校長へ、志願者が中学校及び特別支援学校中学部を卒業している場合は、志願者本人へ送付するものとする。

なお、事務手続きに係る詳細については、特別支援学校長へ別途通知する。

(5) 入学願書について

ア 住所及び氏名の記入については、住民基本台帳等のとおりを基本とし、楷書で正確に記入すること。

なお、志願者と保護者の住所が同じ場合は保護者の住所欄に「志願者と同じ」と記入すること。

中学校及び特別支援学校中学部で確認する場合においては、指導要録によるものとする。なお、志願者、保護者の氏名、住所の字体について指導要録と相違する以下のような場合についても受理する。

(ア) 志願者、保護者の氏名、住所の字体について住民基本台帳等及び指導要録と相違するが、同一の氏名、地名であることが確認できる場合

例 「崎」と「寄」、「斎」と「斎」や「齊」、「吉」と「吉」

(イ) 志願者、保護者の住所の表記が簡略化されている場合

例 「○○マンション△△号室」と「○○マンション△△」、「○○番地の△」と「○○-△」や「○○の△」、「府営住宅○○団地」と「○○団地」

イ 外国人で通名の使用を希望する者(住民基本台帳に通名が記載されている場合に限る。)は、志願者の作成する願書等について通名のみを記入しても差し支えない。(ただし、中学校及び特別支援学校中学部作成の資料については、「本名(通名)」のように「本名」と「通名」を併記すること。)

## 5 入学者の選考

(1) 検査、面接、調査書等により選考する。検査並びに面接の日時、場所及び方法については、志願先の特別支援学校長から保護者に別途通知する。

(2) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い(特別支援学校中学部の志願者についても同様の取り扱いとする。)

ア 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査願(様式2の8)に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して特別支援学校長に届けた者は、追検査(各校で日程を定める。)を受検することができる。

イ 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、途中退場した日の当日午後4時までに追検査願(様式2の8)に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して特別支援学校長に届けた者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って追検査(各校で日程を定める。)の受検を認めることがある。

ウ ア及びイにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して特別支援学校長に申し出ること。

## 6 選考結果の通知

志願先の特別支援学校長から志願者に選考結果通知書（様式5）を通知する。なお、通知の発送日及び方法については、各校から保護者に伝えることとする。

## 7 京都府立盲学校及び聾学校高等部入学者選考の学力検査（追検査を含む。）得点の開示

個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年京都府教育委員会規則第3号）第22条第1項の規定により、京都府立盲学校及び聾学校高等部入学者選考の学力検査（追検査を含む。）得点の開示を行う。

### (1) 開示請求者

原則として、京都府立盲学校及び聾学校高等部入学者選考の学力検査（追検査を含む。）受検者本人が行うこと。

### (2) 開示の内容

京都府立盲学校及び聾学校高等部入学者選考の学力検査（追検査を含む。）における各教科別得点及び合計点

### (3) 開示の期間

京都府立盲学校及び聾学校高等部入学者選考の合格発表の日から起算して1ヶ月間

### (4) 開示の時間

午前9時から午後4時まで（ただし、合格発表日については、合格発表時から午後4時までとする。）

### (5) 開示の場所

学力検査（追検査を含む。）を受検した学校

### (6) 開示請求の方法

開示の場所において、受検票及び中学校、高等学校又は特別支援学校の生徒手帳等本人であることの確認ができる書類を提示すること。

### (7) その他

電話、はがき等による請求では開示できない。

## 8 その他

(1) 高等部普通科を志願する者は、入学を希望する学校で実施される学校説明会、体験学習等に保護者と共に参加すること。

(2) 特別支援学校長は、特別な事情がある場合には、京都府教育委員会教育長の承認を得て第二次選考を行うことができるものとする。この場合の出願の手続については別途定める。

(3) 入学考查料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(4) 原則、入学辞退は認めないが、万一、急な転居等によるやむを得ない事情により、入学できない生徒のあることが判明した場合は早急に合格した特別支援学校長に連絡するとともに辞退届を提出すること。

(5) 寄宿舎及びスクールバスについては、次のとおりである。

### ア 寄宿舎を置く学校

盲学校及び同舞鶴分校、聾学校及び同舞鶴分校、丹波支援学校及び与謝の海支援学校

イ スクールバスを運行する学校

盲学校、聾学校、向日が丘支援学校、宇治支援学校、八幡支援学校、井手やまぶき支援学校、南山城支援学校、丹波支援学校、中丹支援学校、舞鶴支援学校及び与謝の海支援学校